

別表第1(第3条関係)

基本指数

分類	細 目			指数
1 居宅外労働 自 営 業 (事業主)	月労働時間160時間以上			10
	月労働時間140時間以上160時間未満			8
	月労働時間120時間以上140時間未満			7
	月労働時間100時間以上120時間未満			6
	月労働時間80時間以上100時間未満			5
	月労働時間64時間以上80時間未満			4
	月労働時間48時間以上64時間未満			3
2 居宅内労働 自 営 業 (事業主以外)	月労働時間120時間以上			7
	月労働時間100時間以上120時間未満			6
	月労働時間80時間以上100時間未満			5
	月労働時間64時間以上80時間未満			4
	月労働時間48時間以上64時間未満			3
3 母親の出産	出産前後の数ヶ月保育にあたる者がいない場合			8
4 保護者の疾病等	入院	1か月以上にわたる入院治療		10
	居宅療養	1か月以上の疾病で週3日以上に通院を要する場合		7
		1か月以上の疾病で上記以外の場合		5
		病気のため居宅で床につくことが常態である場合		10
5 保護者の障害	重度	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳A		10
	中度	身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び療育手帳B		7
	軽度	身体障害者手帳上記以外及び精神障害保健福祉手帳3級		5
6 病人の看護	付添	入院	週3日以上病院等に日中を通じて看護に従事する場合	8
		通学	心身障害児の通学の付き添いのため、日中他の児童の保育にあたることができない場合	8
	居宅看護	重度の障害又は要介護4・5程度の者を常時看護・介護する場合		10
		中度の障害又は要介護2・3程度の者を常時看護・介護する場合		8
		上記以外の程度の者を看護・介護する場合		5
7 求職中	求職中	就労先決定	求職要件に関する申立書に就労先決定の記載があり、勤務時間及び勤務日数が決まっている場合	分類の1又は2に準ずる。
		求職中	求職要件に関する申立書に就労先決定の記載はあるが、勤務時間及び勤務日数が決まっていない場合又は就労先が決まっていない場合	1
8 就学	月就学時間120時間以上			7
	月就学時間100時間以上120時間未満			6
	月就学時間80時間以上100時間未満			5
	月就学時間64時間以上80時間未満			4
	月就学時間48時間以上64時間未満			3

※ひとり親家庭の場合は、母又は父の指数+10

※希望順位に関わらず、保育の必要性の高い方から選考します。